

本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託概要

1 業務名称

本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託（長期継続契約）

2 委託期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 対象施設

事業場名	朝倉市役所本庁舎
所在地	福岡県朝倉市甘木232-1
最大電力	585.00 kW
需要設備	設備容量 1,200 kVA 受電電力 585 kW 受電電圧 6,600 V
非常用予備発電装置 (ディーゼル)	定格容量 260 kVA 定格出力 208 kW 定格電圧 220 V
小規模発電設備 (太陽光電池)	定格容量 20 kVA 定格出力 19 kW 定格電圧 202 V
絶縁常時監視装置	有

4 業務の範囲

- (1) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は保安規程のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を発注者に指示又は助言を行う。
- (2) 受注者は、事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を発注者又はその従業者から受けた場合、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、事故・故障の状況に応じて臨時点検を行うこと。事故・故障の原因が判明した場合、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、発注者に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
- (3) 法令に基づく立入検査の立会いを行うこと。
- (4) 電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じてとるべき措置について発注者に報告を行うこと。

- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (6) 保安管理業務の実施にあたり、発注者及びその従事者に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には点検を行うこと。
- (7) 委託する保安管理業務のうち、次に掲げるいずれかに該当する電気工作物については、発注者は受注者の監督の下、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行い、受注者はその記録を確認するものとする。これに関し、発注者の求めに応じ助言を行うこと。このほか、当該電気工作物の保安について、発注者に対し助言を行うこと。
- ① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のアからオまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要する機械
- エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- ② 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のアからオまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
- ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- ③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- ④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (8) 高圧受電設備に設置された高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の有無について確認するとともに、結果について発注者に報告を行うこと。

5 点検の頻度

受注者が定期的に行う点検内容は、保安規程により、原則として発注者の所定就業時間内に実施し、点検の頻度は次のとおりとする。

- (1) 月次点検 隔月 1 回 主として施設の運転中に行う
- (2) 年次点検 毎年 1 回 主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験（停電点検）

※原則として土曜日に行うものとする。月次点検も併せて行うものとする。

- (3) 臨時点検 必要の都度
- (4) 工事期間中 毎週 1 回 工事期間中でなければ点検できない箇所を重点的に行う
- (5) 竣工検査 必要の都度 関係法令等に基づき施工されているか確認する

6 絶縁常時監視装置を設置する場合の取扱い

- (1) 低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置は、受注者が設置すること。
- (2) 発注者は、絶縁常時監視装置を設置する場所の提供、電灯・電話配線など既存の施設利用について便宜を供するものとする。
- (3) 絶縁常時監視装置及び設置工事に要する費用は、原則として受注者が負担すること。
- (4) 絶縁常時監視装置の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとし、発注者は装置を無断で移設・取外し・修理などを行わないものとする。
- (5) 受注者は、絶縁常時監視装置の設定値の確認及び試験釦による検知動作、及び発注者からの警報を受注者に自動伝送する場合の伝送試験を月次点検時に行い、設定値における誤差の試験を年次点検時に行うものとする。
- (6) 受注者は、発注者から次に掲げる絶縁常時監視装置の警報を受信した場合は、電気工作物の異常の有無を確認するとともに警報発生の原因を調査し適切な措置を行うものとする。

① 自動伝送によるもの

ア 警戒警報

警報動作電流（50mA）以上の漏えい電流が1分以上継続し、1時間に3回以上発生した場合の警報

イ 警戒継続警報

警報動作電流（50mA）以上の漏えい電流が5分以上継続した場合の警報

② 電話連絡によるもの

警報発生時に発注者から受注者へ電話で連絡する場合

- (7) 受注者は、絶縁常時監視装置の警報の受信記録を3年間保存すること。
- (8) 受注者は、この契約が失効した場合は、絶縁常時監視装置を撤去すること。

7 連絡責任者等の選任及び立会

- (1) 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定

めるとともに、この契約の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

- (2) 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (3) 発注者は、日常における発電設備の起動・停止操作等が円滑に行い得る発電所担当者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (4) 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- (5) 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安全管理業務に立ち会わせるものとする。
- (6) 発注者は、需要設備の設備容量が 6,000kVA 以上の場合、連絡責任者として第 1 種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

8 相互の協力、義務及び通知

- (1) 発注者は、受注者が保安全管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項について、速やかに必要な措置をとり、受注者の意見を尊重するものとする。
- (2) 受注者は、保安全管理業務を誠実にを行うこと。
- (3) 次に掲げる場合は、速やかに通知しあうものとする。
 - ① 電気事故その他発注者の設置する電気工作物に異常が発生した場合、又は発生するおそれがある場合
 - ② 絶縁常時監視装置等が警報を発した場合
 - ③ 電気工作物の設置又は変更工事の予定
 - ④ 代表者を変更した場合及び相続等により、契約に基づく権利義務の継承があった場合
 - ⑤ 名称及び所在地の変更があった場合
 - ⑥ 受注者の所定就業時間内及び時間外における受注者への連絡方法
 - ⑦ その他必要な事項

9 危険物の通知

発注者は、爆発性、可燃性及びその他の危険物質等が発生し、貯蔵し、又は取り扱う場所並びに設備がある場合、若しくはこれを変更する場合は、その危険の範囲等を速やかに受注者に通知するものとする。

10 不安全施設の改修等

- (1) 受注者が保安全管理業務を実施するための通路、足場、建物等の状態が悪く、安全な保安全管理業務の遂行に支障を及ぼすおそれのある施設（以下「不安全施設」という。）がある場合、発注者の負担にて不安全施設を速やかに改修するものとする。

- (2) 発注者は、受注者が不安全施設により安全に保安管理業務を遂行できない場合には、不安全施設が改修されるまでの間、保安管理業務の全部又は一部を実施しないことを認める。地震や水害等による通路の寸断等により、事業場に行くことが困難な場合も同様とする。
- (3) 受注者は、受注者の求めにもかかわらず発注者が不安全施設の改修をせず、安全な保安管理業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合、この契約を解除することができるものとする。

1 1 保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)に適合する者を充てるものとする。
- (2) 発注者は、保安業務担当者が事業場において保安管理業務を行う際に面接等を行い、その者が委託契約書等に明記された本人であることを確認することとする。また、保安業務担当者は、その身分を提示する身分証明書により保安業務担当者であることを明らかにすることとする。ただし、緊急な場合を除く。
- (3) 保安業務担当者は、発注者の保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- (4) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (5) 受注者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、事業場への連絡方法とともに、書面をもって発注者に通知するものとし、発注者は面接等により本人の確認を行うこととする。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

1 2 記録の保存

発注者は、受注者が行う保安管理業務の結果について、終了時に受注者から報告を受けるとともに、実施者氏名及び点検結果等に係る記録を確認し、双方において3年間保存するものとする。

1 3 契約の変更

- (1) 次の事項を変更しようとするときは、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。
- ① 需要設備の設備容量、受電電圧
 - ② 発電所の発電機定格容量（出力）、発電機定格電圧
 - ③ 非常用予備発電装置の発電機定格容量（出力）、発電機定格電圧
 - ④ 配電線路の電圧、線路亘長、電源供給器施設数
 - ⑤ 発注者の保安規程

- (2) その他の理由によりこの契約を変更しようとするときは、協議のうえ、契約期間内でも更改することができるものとする。

1 4 契約の失効

自家用電気工作物が次のいずれかに該当する場合には、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が、7,000V 超過となった場合
- (5) 発電所総出力が、太陽電池については 5,000kW 以上、水力・火力・風力については 2,000kW 以上となった場合
- (6) 火力・水力・風力・太陽電池を除く発電所出力が、1,000kW 以上となった場合
- (7) 配電線路の電圧が、600V 超過となった場合

1 5 守秘義務

- (1) 受注者は、業務上知り得た発注者の機密を他にもらさないものとする。
- (2) 受注者は、この契約において取得した個人情報を、発注者の委託を受けて行う自家用電気工作物の保安管理業務に関する業務以外には利用しないものとする。